

常総市開発行為に関する指導要綱（事前協議）及び開発行為許可申請
添付書類一覧

No.	添付書類	備考	添付	
			事前協議	本申請
1	開発行為等事前協議申請書	【要綱様式第1号】	○	
2	開発行為許可申請書	【省令別記様式第二】		○
3	委任状		○	○
4	設計説明書	【要綱様式第2号】	○	
		【細則様式第1号】（自己居住用は不要）		○
5	計画施設の概要	【要綱様式第3号】	○	
6	公共施設の管理者等に関する書類（新たに設置するもの）	【細則様式第2号】		○
7	公共施設の管理者等に関する書類（従前のもの）	【細則様式第3号】		○
8	公共施設の新旧対照図（500分の1程度）	公共施設の管理者等に関する書類と照合		○
9	公共施設管理者の同意書（都市計画法第32条同意）□	【細則様式第4号若しくは個別様式】		○
10	公共公益施設管理者等との協議書			○
11	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（土地）	【細則様式第5号】		○
12	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（工作物）	【細則様式第5号】		○
13	法人（登記事項全部証明書・定款）／個人（住民票抄本）	事前協議は写し、本申請は原本添付	○	○
14	事業計画書		○	○
15	開発区域の土地明細表	地番 / 地目 / 地積 / 所有者を記載		○
16	開発区域の土地の登記事項全部証明書	事前協議は写し、本申請は原本添付	○	○
17	資金計画書	【省令別記様式第三】、残高証明 自己居住用及び1ha未満の自己業務用の場合は不要		○
18	設計者の資格に関する申立書及び証書等	【細則様式第6号】1ha以上の場合		○
19	申請者の資力信用に係る書類	事業経歴書、役員略歴、納税証明、議事録等 宅地分譲等の場合、宅建業免許証の写し 自己用で1ha未満の場合は不要		○
20	工事施工者の資力信用に係る書類	登記事項全部証明書、建設業許可写し、工事経歴書 自己用で1ha未満の場合は不要		○
21	農地法に基づく許可申請書（写）	農地転用がある場合		○
22	盛土条例に基づく許可申請書（写）	盛土条例に係る場合		○
23	埋蔵文化財現地確認結果回答書（写）			○
24	道路法に基づく許可書（写）	道路法第24条・第32条に係る場合		○
25	法定外公共物使用許可書（写）	法定外公共物使用の場合		○
26	消防同意書			○
27	ごみ集積所使用同意書	地元管理の集積所を使用する場合		○
28	その他各種他法令に係る許可及び届出書等（写）			○
29	標識の設置状況を示す写真		○	
30	隣接地所有者等への説明報告書	【要綱様式第8号の2】	○	
31	地区説明会報告書	【要綱様式第8号の3】要求がある場合	○	
32	開発区域位置図（10,000分の1の都市計画図）		○	○
33	開発区域案内図（2,500分の1以上の住宅地図等）		○	○
34	開発区域の土地の公図の写し		○	○
35	地積測量図（実測図）（500分の1以上）		○	○
36	現況図（2,500分の1以上）	区域図と兼用可	○	○
37	土地利用計画図（1,000分の1以上）		○	○
38	造成計画平面図（1,000分の1以上）		○	○
39	造成計画断面図（1,000分の1以上）		○	○
40	道路縦横断面図（100分の1以上）	道路を新設する場合	○	○
41	排水流域図（20,000分の1以上の地形図）		○	○
42	流量計算書		○	○
43	排水施設計画平面図（500分の1以上）		○	○
44	排水施設計画縦断面図（100分の1以上）		○	○
45	給水施設計画平面図（500分の1以上）	排水施設計画平面図と兼用可（自己居住用は不要）	○	○
46	消防水利図（500分の1以上）	給水施設計画平面図と兼用可	○	○
47	がけの断面図（50分の1以上）		○	○
48	擁壁の断面図（50分の1以上）		○	○
49	各種構造図（50分の1以上）		○	○
50	予定建築物の平面図（200分の1以上）		○	○
51	予定建築物の立面図（200分の1以上）		○	○
52	開発行為等事前協議チェックリスト		○	
53	その他必要と認められるもの		○	○

要綱：常総市開発行為に関する指導要綱
※正本・副本の2部提出

細則：常総市都市計画法施行細則
※本申請時の公的な書類（謄本等）は3箇月以内のものを添付すること